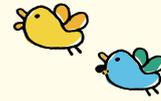


# 部落差別の 正しい理解のために





## 1 部落差別とは

私たちと人権	1
部落差別とは	2
就職、結婚における差別	3

## 2 部落差別の具体例

結婚差別に対する判決	7
インターネットを利用した差別的情報の流布	8
土地差別の解消に向けた取組	10

## 3 被差別部落の歴史

近世身分制度と被差別部落	11
解放令	12
水平社と解放運動	12

## 4 部落差別解消に向けた行政の経緯と人権施策の展開

部落差別解消に向けた行政の経緯	15
人権施策の展開	17
愛知県の取組	18

## 5 国民的課題

国民一人一人の課題	20
-----------	----

## 6 資料

日本国憲法(抄)	22
同和对策審議会答申(抜粋)	23
地域改善対策協議会意見具申(抜粋)	25
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	27
部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	29
愛知県人権尊重の社会づくり条例	31
世界人権宣言	35

本冊子では、「部落差別の解消の推進に関する法律」「愛知県人権尊重の社会づくり条例」において「部落差別」と表現されているため「部落差別」と表現しています。ただし、旧法律等や引用元が「同和問題」と表現しているものについては「同和問題」と表現しています。



# 1 部落差別とは

## 私たちと人権

私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、幸せで健康に生きる権利を持っています。こうした願いや権利は、基本的人権と言われ、憲法でも保障されており、不当に侵してはならないものです。

しかし、日常生活の中で、私たちは古くからの因習や世間体にとらわれたものの見方、考え方に影響され、ときに誤った判断をして、知らず知らずのうちに、人権を侵し、人の幸せを踏みこぼしてしまうこともないとは言えません。

例えば、職業・社会的地位・学歴だけでその人を評価してしまうことはありませんか。自分や身内の人の結婚話が出たとき、相手の家柄・学歴・出生地などを気にしたりはしませんか。あるいは、言葉や価値観の違う外国籍の住民に対して、どこか見下すような気持ちを抱くことはありませんか。

このように、人となりを認めず不平等に扱うことが差別です。21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、私たちの周囲には、依然として、様々な形の差別が存在し、自由・平等で幸せに生きたいという願いや権利を阻んでいる現実があります。

人は誰も生まれるとき、出生地や家柄、性別などを自分で選ぶことはできません。個人の責任ではないことで、差別をするようなことがあってはなりません。



# 部落差別とは

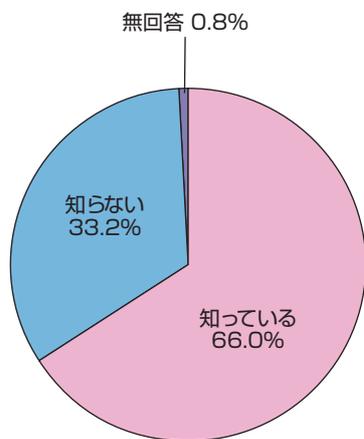
部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、結婚や就職などの社会的関係で、現代においても特定の地域（いわゆる「被差別部落」）の生まれや出身などというだけで、差別されることがあるという日本固有の人権問題です。



## 同和対策審議会答申

1965(昭和40)年8月の同和対策審議会答申では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べられています。

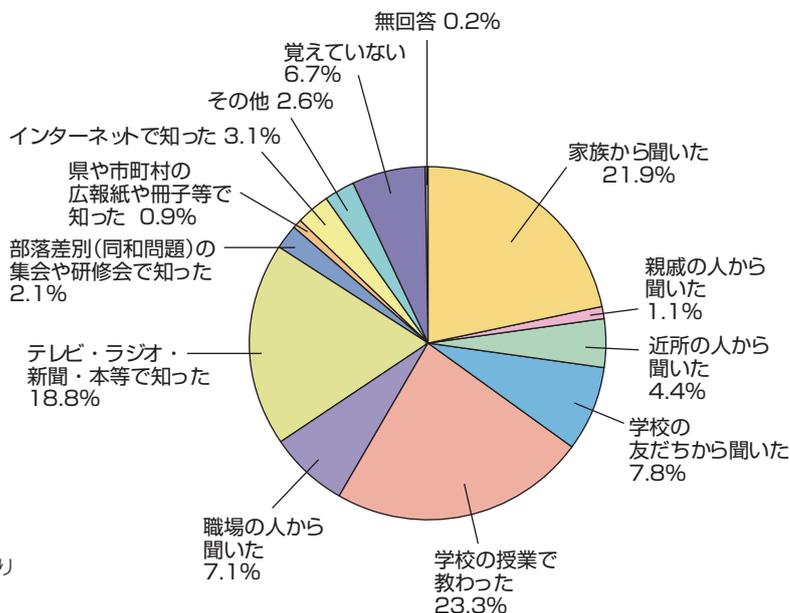
あなたは、日本の社会に「同和地区」、「被差別部落」等とよばれ、差別を受けてきた地区があること、あるいは「部落差別」「部落問題」「同和問題」と言われる問題があることを知っていますか。



※愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より

〈部落差別(同和問題)や同和地区を「知っている」方を対象に〉

あなたが、部落差別(同和問題)や同和地区について、はじめて知ったきっかけは、何からですか。



# 就職、結婚における差別

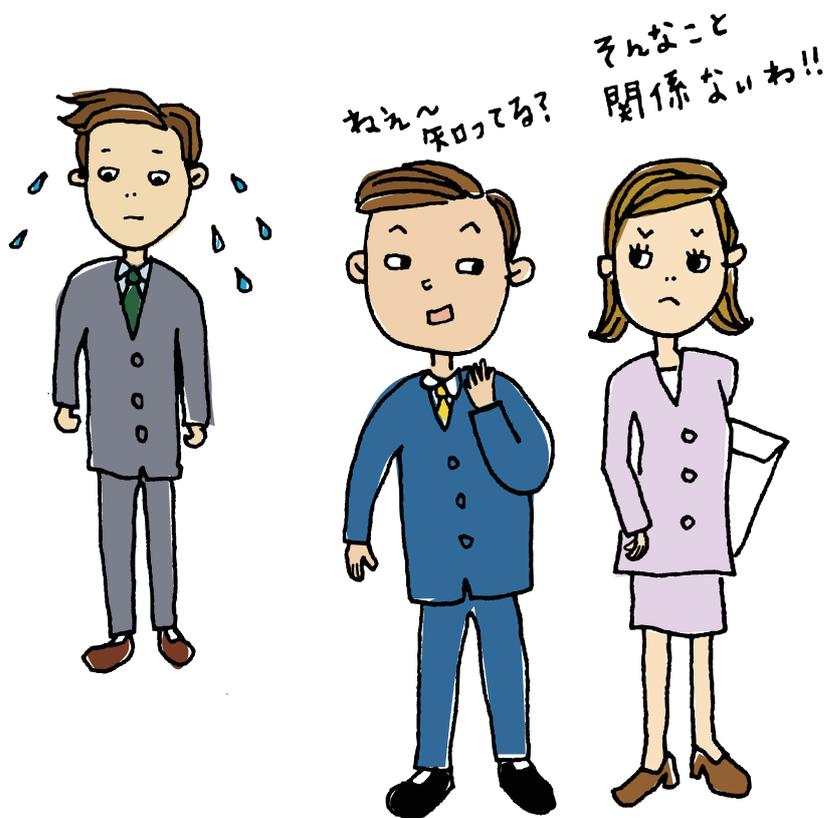
## ■ 就職における差別

私たちは、就職をして生活の安定を図り、社会参加をすることにより生きがいを得ています。仕事を持つということは、生きていく上で極めて重大な意義を持っています。それぞれの仕事に対する適性と努力があれば、就職の機会は誰にでも保障されているはずですが。ところが、日本の社会では、人事関係の取扱いにおいて本籍地や出生地がつきまとっている場合があります。かつて企業は、求人に当たり、採用試験のほかに、本人の能力や適性に全く関係のない本籍地や親の職業、生活環境などを選考の資料とするのが通例でした。これは、被差別部落の人々の就職の機会均等の侵害にもつながることで

例えば、1975(昭和50)年に部落地名総鑑事件が発覚しました。これは全国の被差別部落の所在を記載した図書が秘かに販売され、多くの企業がこれを購入し、従業員採用の際に、被差別部落の人々を排除しようとしたものです。

最近でもインターネット等で同じような情報が流れたりしています。

こうしたことを見ても被差別部落の人々の就職の機会均等が保障されてきたとは言えません。



### 全国高等学校統一応募用紙

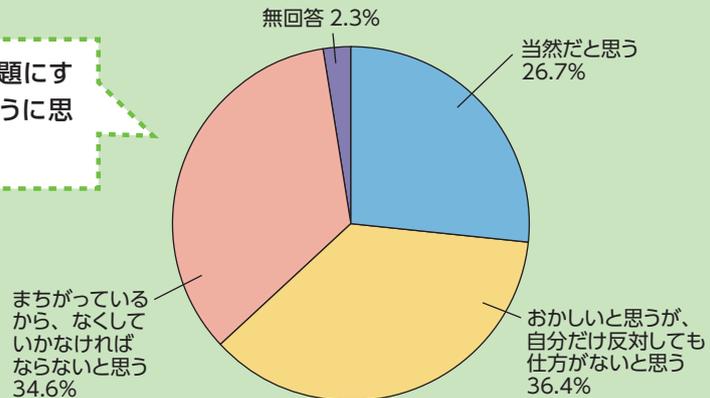
1973(昭和48年)に、旧文部省・旧労働省・全国高等学校長会の三者により、高等学校卒業就職者用の「全国高等学校統一応募用紙」が定められました。その後、1996(平成8)年の改訂で本籍欄、家族欄等を削除、2005(平成17)年の改訂で保護者氏名欄等が削除されており、就職などの選考における差別解消に向けた取組が進められています。しかしながら面接試験において選考とは直接関係のない家族関係などの不適切な質問がされる事例などが依然としてあります。

## ■ 結婚における差別

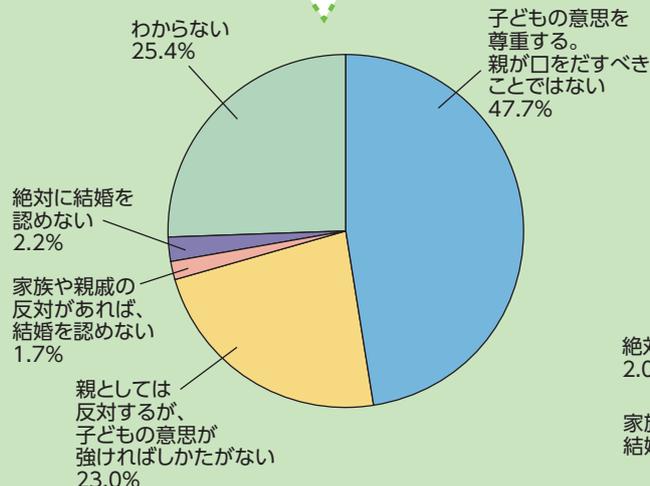
結婚についてはどうでしょうか。憲法は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」（第24条）とうたっています。ところが現実には、「被差別部落の人だから結婚できない。同意できない。」という、間違った先入観や偏見で交際や結婚の自由が妨げられることがあります。愛し合い、結婚しようと思っても、被差別部落の出身ということを知ったときから、親や親戚が反対するなどして、破談になってしまうことがあります。また、二人が意思を貫き結婚しても、親子の付き合いや親戚付き合いを断られるということもあります。

私たちの社会には、依然として出生地や家柄などを重視するしきたりや風習が残されており、こうしたことにこだわるものの見方や考え方が、差別を生む土壌ともなっていると言えます。

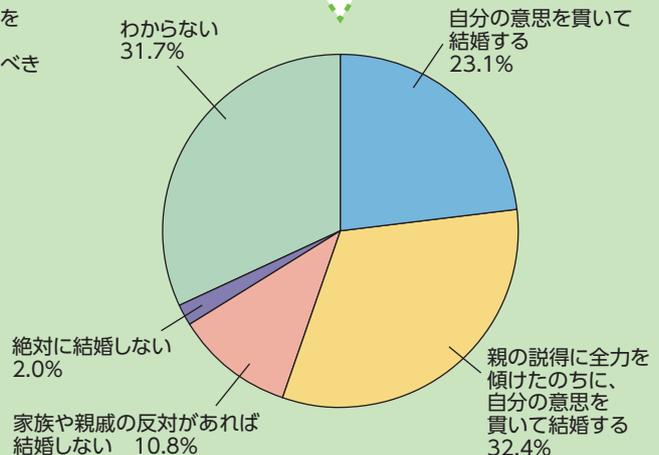
結婚相手を決めるとき、家柄を問題にすることについて、あなたはどのように思いますか。



お子さんのいる方にお聞きします。あなたのお子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。



未婚の方にお聞きします。あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとするとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。



※愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より

# Q. 身元調査をすることは、 どうしていけないのでしょうか？

**A.** 結婚や社員の採用に当たって、身元調査を興信所等に依頼している人や企業などがまだありますが、身元調査は、憲法が保障する基本的な人権の侵害につながることを理解しなければなりません。

被差別部落出身を理由に婚約を破棄された女性が、そのもとになった身元調査報告を作成した調査会社に慰謝料請求の訴えを起こした事件について、大阪地裁は1973(昭和48)年4月3日に、「その(身元調査)業務は憲法によって保障される法の下での平等に反してまで行うことは許されない」とした上で、「被差別部落出身を理由にして他の者と区別することは、社会的身分による差別」に当たるとして、同社に名誉毀損による慰謝料支払いを命じる判決を下しました。

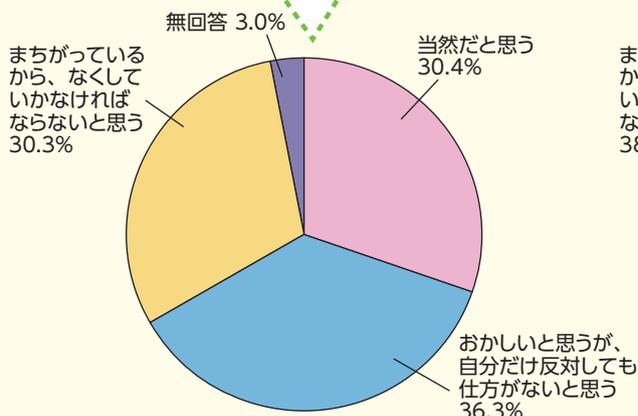
会社側は控訴しましたが、大阪高裁は1973(昭和48)年10月24日に、こうした身元調査が憲法14条の精神に反するもので、公の秩序に反する違法な行為と判断しました。そして、最高裁(1975(昭和50)年4月4日判決)も、原判決を支持し会社側の上告を棄却しています。

我が国には、古くからのしきたりとして、血筋や家柄といったものを重視する傾向があります。これは、身分制度の厳しかった時代の人の評価の意識が、しきたりとなったりして残っているためと言われています。身分制の社会では、個人よりもその人の生まれた血筋や家柄によって身分や職業が決まっていた社会でした。しかし、今日の日本の社会は、個人が最大限に尊重されなければなりません。ところが、今なお血筋・家柄にこだわる古いものの見方が残っているところに、身元調査の問題があります。

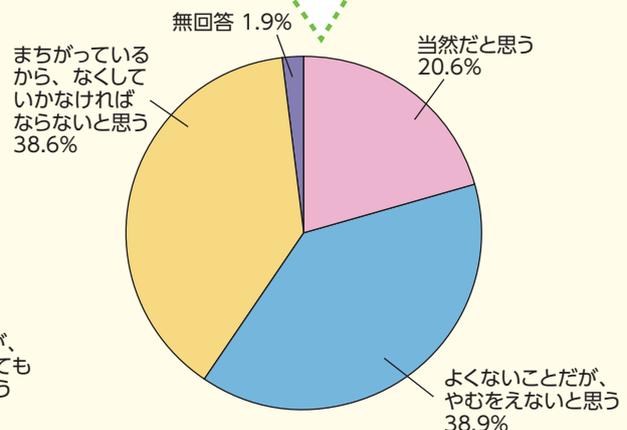
さらに、身元調査報告には、無責任な風評や偏見、主観が入りやすく、真実がゆがめられることが少なくありません。私たち一人一人が古くからのしきたりで行われてきた人権侵害につながる身元調査の風潮を、改めていかなければなりません。



結婚にあたり、家柄や家族状況を調べること(身元調査、聞き合わせ)について、あなたはどのように思いますか。



企業が採用選考のとき、本籍地や家庭環境等を身元調査することについて、あなたはどのように思いますか。



※愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より

## 県内の事例（身元調査など）

本籍地、家族関係、住所地等を調べるなど、身元調査等の手段として、戸籍の謄抄本や住民票の写しの交付制度、住民基本台帳の閲覧制度が悪用される事例が発生しています。

現在は、戸籍の謄抄本や住民票の写しの交付を受けたり、住民基本台帳を閲覧したりするためには、それらが必要とする理由を明らかにした上で、市町村長に請求しなければなりません。戸籍法や住民基本台帳法が改正されるまでは、行政書士等の一定の資格者については、職務上必要である旨を明らかにすれば、請求の理由まで明らかにする必要がありませんでした。

このことを悪用して、名古屋市内の行政書士が、調査会社からの依頼を受けて、行政書士の職務でないにも関わらず、他人の戸籍の謄抄本や住民票の写しを不正に取得し、その見返りに報酬を得ていた事実が2005(平成17)年に明らかになりました。

また、2005(平成17)年3月には、母子・父子家庭の少女を狙った連続暴行事件の犯人が逮捕されましたが、母子・父子家庭を特定するために、誰でも閲覧の請求ができるという当時の住民基本台帳の閲覧制度を悪用し、世帯の家族構成を調べていたことが分かっています。

さらに、2006(平成18)年2月には、名古屋市内の調査会社の社長等が、身元調査等のために、多年にわたって委任状を偽造して戸籍の謄抄本や住民票の写しを不正に取得したとして逮捕される事件が起こっています。

このような一連の事件を受け、国において戸籍法や住民基本台帳法を改正し、誰でも可能であった住民基本台帳の閲覧制度や戸籍の謄抄本・住民票の写しの交付制度が見直され、個人情報に十分留意した制度として再構築されたところです。

具体的には、住民基本台帳の閲覧制度については、2006(平成18)年11月1日から、閲覧することができる場合を、国又は自治体が法令で定める事務の遂行のために必要な場合や、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの等に限定することとし、閲覧手続等についても、利用目的や閲覧事項の管理方法、取扱者の範囲等の明示、目的外利用・第三者提供の禁止、閲覧者氏名等の公表などの規定が整備されました。

また、戸籍の謄抄本・住民票の写しの交付制度については、2008(平成20)年5月1日から、請求できる場合が一定の場合に限定され、交付する際の本人確認などの手続が整備されるとともに、行政書士等の一定の資格者についても、利用の目的や依頼者の氏名・名称等を明らかにしなければならないこととされました(依頼者の氏名・名称については、一部例外があります。)

しかしながら、こうした法改正が行われたにも関わらず、職務上請求用紙を大量に偽造し、住民票の写し等を不正に取得していたとして、2011(平成23)年11月に東京都の司法書士等5名が、2012(平成24)年9月には東京都の行政書士等8名が逮捕される事件が起こっています。さらに、2023(令和5)年10月にも石川県の行政書士等2名が逮捕される事件が起こっています。このような住民票の写し等の不正取得を防止するため、一部の自治体において、本人通知制度(※)を導入するなどの措置がとられています。

こうした制度の悪用や職務上請求用紙の偽造という犯罪は、あってはならないことです。

また、そもそも、身元調査を行うことは人権侵害につながるということを、私たち一人一人がしっかり認識し、住民のプライバシー等の権利が侵害されない、安心できる社会を形作っていかねばなりません。

※本人通知制度・・・住民票の写し等が不正に取得された場合又は事前登録した人の住民票の写し等を第三者に交付した場合、交付された事実などを本人に通知する制度

# 2 部落差別の具体例

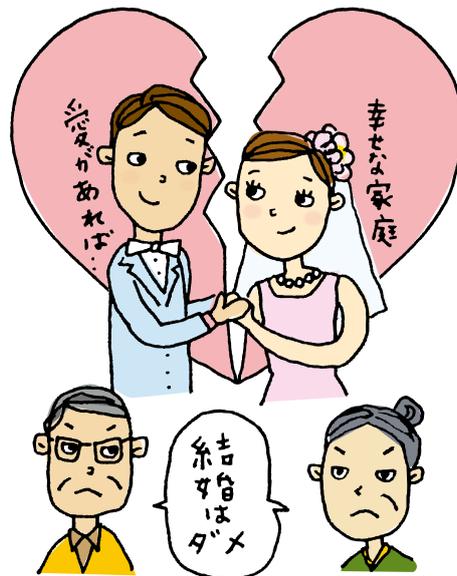
## 結婚差別に対する判決

Aさんは高校を卒業し、薬品会社に就職しました。間もなく同じ年に入社したBさんと交際を始め、やがてBさんはAさんの両親に、「結婚を前提に交際したい」と申し入れました。

その後、Aさんは自分が被差別部落出身であることを告白しましたが、BさんのAさんに対する愛情は変わらず、両親の反対を押し切り結納を交わしました。

ところがその後、Bさんは両親などに強く反対されるうちに、この結婚に対し次第に消極的になり「結婚を4年ほど延ばしてほしい」、「妹の結婚に差し支える」などと言うようになり、一方的に婚約を破棄しました。

Aさんは、「いわれなき部落差別により一方的に婚約を破棄された」として、Bさんとその両親を相手どり訴訟を起こしました。これに対し大阪地方裁判所は、1983(昭和58)年3月28日に「婚約の相手方が被差別部落出身者であることは、婚約解消の正当な理由にならない。これを解消したことは著しく公序に反する」として、慰謝料支払いを命じました。



# インターネットを利用した差別的情報の流布

インターネット上には、様々な情報があふれています。その中には、被差別部落への偏見や差別をあおる情報を始め、個人のプライバシーを侵害する情報も掲載されることがあります。このようなインターネット上の書き込み情報は、匿名で発信できることを悪用した、部落差別への誤った意識を植え付ける興味本位で無責任なものです。

差別的情報をインターネット上で見付けた場合、情報を掲載しているサイトの管理者、プロバイダ等に削除要請するという手段があります。ただ、インターネット上で削除要請しても、必ずしも削除されるとは限らず、いわれのない誹謗・中傷を受ける場合もありますので注意が必要です。人権侵害として人権擁護機関である法務局に相談することも一つの方法です。

インターネット上の世界では、現実の社会と同様、多くの人々が関わっています。心ない表現によって傷つくのは、現実存在する私たち人間なのです。コミュニケーションの相手が人間であることを意識し、人権尊重を心掛けましょう。現実社会でモラルに反する言動は、インターネット上の世界でも許されるものではありません。インターネットを使う私たち一人一人の人権尊重の意識が、今後の大きな課題になっています。

## 情報流通プラットフォーム対処法

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の一部が改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）が2024（令和6）年5月17日に公布されました。

インターネット上で、人権侵害を受けた被害者からの削除要請を受けて、プロバイダ等が問題となる情報を削除しても、表現の自由を侵害したとして責任を問われない規定、被害者から情報発信者の情報開示を請求できる従来の規定に加え、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化「削除申出窓口・手続の整備・公表」「削除申出への対応体制の整備」「削除申出に対する判断・通知」、②運用状況の透明化「削除基準の策定・公表」、「削除した場合、発信者へ通知」に係る措置が義務づけられました。

## 差別的情報の流布の事例

県内の特定の地域を被差別部落であると指摘した上、差別的な説明とともに地図や写真、動画がインターネット上のWebページに掲載されるという事例がありました。掲載した男性は、2007(平成19)年に名誉棄損の疑いで逮捕され、懲役1年執行猶予4年の有罪判決を受けています。

また、全国の被差別部落を撮影し、動画サイトに投稿するという事例がありました。当該動画は、2022(令和4)年11月に動画サイトの運営会社により削除されていますが、県内の被差別部落についても、模倣者による類似の動画投稿が行われています。

さらに、2024(令和6)年12月、最高裁は被差別部落の地名リストを掲載した書籍の出版やウェブサイトへの掲載について、プライバシーの侵害だとして、該当部分のサイト削除と出版禁止を命じた東京高裁の判決について原告、被告の上告を棄却し、サイト削除と出版禁止を命じる判決が確定しました。なお、東京高裁の判決では「人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。」と言及しています。

本県では、インターネットモニタリングを実施しており、こうした投稿を見つけ次第、法務局へ削除要請を行い、差別的情報の流布の防止に努めています。

あっ! 私の情報が...  
削除要求しなさい!!



## 土地差別の解消に向けた取組

不動産取引の対象となる物件が、被差別部落に所在すること等を調査したり、教えたりすることは、その土地を忌避する意識を生み出し、部落差別を助長する行為です。そのため、本県としては、不動産業団体や宅地建物取引業者を対象とした研修会の開催や聞き取り調査の実施等、土地差別の解消に向けた取組を推進しています。

**Q.** 土地差別の具体例はありますか。

**A.** 土地を購入しようとした個人が、土地購入の契約をしたあと、その場所が被差別部落とわかったことから、被差別部落であることを理由に取引した業者に対し契約の解除を要求した事例がありました。

**Q.** そっとしておけば差別は自然になくなるのではないのでしょうか。

**A.** 「そっとしておけば差別は自然になくなるのだから、何も知らない人に知らせることは、かえって差別意識を持たせるのでは……」という声を聞きます。

果たしてそうでしょうか。1871(明治4)年に解放令が出されて150年以上、また基本的人権を保障した日本国憲法が施行されて75年以上を経た今日においても、現実には、結婚や就職において、差別はなくなったと言えません。

「そっとしておけば……」という考え方では問題解決に少しも役立たないだけでなく、人権意識を眠らせ、例えばインターネットなどによる差別的情報の流布のように、誤った考え方や偏見だけが不特定多数の人々に伝えられ、結果的に差別の助長につながることも考えなければなりません。

大切なことは、部落差別について「知らせる」「知らせない」ということにあるのではなく、部落差別の正しい理解を広げ、現代社会に残されている様々な差別や偏見をなくす行動につなげていくことにあるのです。

# 3 被差別部落の歴史

## 近世身分制度と被差別部落

### ■ 身分の固定化

現代の被差別部落に対する差別や偏見は、中世の社会的差別に始まると言われています。

戦国時代の終わり、豊臣秀吉の政権の時代から、徳川幕府が成立する頃には、それまでとは違った新しい社会の仕組みがつくられました。

戦国時代は、身分や家柄を問題にしない、むしろ力がものをいう下剋上の社会でした。しかし、戦乱が収まり、豊臣政権の時代に移るに伴って、権力を握った人々は特権的、世襲的にその地位や財産などを守り、社会を支配していくための手段として、新しい身分制度をつくり上げていきました。

当時行われた「検地」や「刀狩り」などの施策は、民衆の大部分を占めていた農民を支配するために、農民から武器を取り上げ、武士と農民とを分離させるとともに、身分を固定する目的を持ったものでした。

### ■ 江戸時代の厳しい身分制度

江戸時代には、幕藩体制の下で、これらの施策は次第に強化整備され、支配層である武士と百姓・町人の身分に大きく分かれ、その他に「えた・ひにん」などの賤民身分が置かれました。

この賤民身分に組み入れられた人々は、厳しい差別的な扱いを受け、町外れ、川沿い、山かげなどの条件の悪い所に住まわされました。また、死牛馬の処理や皮革づくり、牢（ろう）番、刑の執行人、役人の手先となって、百姓一揆や犯罪の取締りなどに従事させられました。そのほか、他の身分との通婚の禁止、衣服、髪形の形など、日常生活のあらゆる面で厳しい規制を受けました。

**Q.** 江戸時代の厳しい差別に、被差別部落の人々はただ従っていたのですか？

**A.** 1856(安政3)年の岡山藩の渋染一揆は、藩が儉約令を進めるに当たって被差別部落に対して、着物は柄物や紋付きを認めず、渋染の茶色か藍染めの紺色に限る、傘・下駄を使用することを禁止するなど命じたことで起こりました。

備前地方の被差別部落53か村全てがこの命令に反対し、団結して抵抗しました。20数か村数千人が鉄砲隊の制圧をはねのけて家老に強訴した結果、強訴代表12名が投獄され、うち6名が獄中で病死するなど大きな犠牲が払われましたが、最終的には命令の撤回を勝ち得ました。

その他の地域においても、被差別部落の人々は様々な形で抵抗し、厳しい差別や圧政に団結して立ち向かいました。

## 解放令

1871(明治4)年8月、明治政府は、長い間苦しめられた江戸時代の賤民身分の人々に対して、「今後、身分・職業とも平民同様にする」という、いわゆる解放令を出しました。これは、賤民身分を廃止したという意味では画期的なことでした。しかし、部落差別はなくなりませんでした。解放令による身分の撤廃は表面上のことに過ぎず、被差別部落の人々を差別と貧困から解放するための制度的・経済的な裏付けは何も伴っていませんでした。その上、納税、兵役、就学などの義務が課せられるとともに、それまで被差別部落の人々の特権であった皮革などの仕事は、職業の自由の名の下に奪われたため、より厳しい生活を続けざるを得ませんでした。

1872(明治5)年に、わが国で初めての全国的な戸籍がつくられました。壬申(じんしん)戸籍と言われているものです。この戸籍には、旧身分や職業が記入されていたり、なかには、「新平民」などの差別呼称が記入されていたりしたところもありました。この戸籍は、その閲覧が全面的

に禁止される1968(昭和43)年まで、結婚や、就職などの差別に利用されていました。

明治以降、わが国は、資本主義国家として、外国と競争し打ち勝つために、安い賃金で働く労働者を必要としました。多くの労働者が生きるために安い賃金で働かざるを得なかったなかで、被差別部落の人々は、差別によって就職の門戸は閉ざされ、さらに不安定な仕事にしか就けず、低賃金労働者の底辺を支える役割を負わされたのです。



## 水平社と解放運動

このように被差別部落には、時の支配階級によって差別の制度がつくられ、強化され、残されてきた歴史があります。一方で、被差別部落の人々は、そのような差別に抵抗し、人間の尊厳と平等を目指して闘いをしてきました。そして、自らが立ち上がり、差別をなくす闘いをしない限り、差別はなくなれないという自覚の下に起こったのが、水平社運動です。

1922(大正11)年3月3日、京都の岡崎公会堂に、全国から約3,000人の人々が集まり、全国水平社創立大会が開かれました。大会では、人権宣言とも言うべき水平社宣言が読み上げられました。それは、まず、全国に散在する被差別部落の人々が団結しなければならないことを

強く訴え、最後を「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結んでいます。愛知県水平社は1922（大正11）年11月10日に創立されました。

被差別部落の人々の基本的人権に関する自覚を高めたこと、部落差別の不合理についての社会的認識を深めたことなど、水平社が果たした役割は大きかったと言われています。

しかし、その後我が国が戦争へと進む中で、労働運動や農民運動に強い弾圧が加えられたのと同様に、水平社運動も厳しい圧迫を受けて第二次世界大戦中に消滅していきました。

戦後は1946（昭和21）年に水平社の伝統を受け継ぐものとして「部落解放全国委員会」（1955（昭和30）年に「部落解放同盟」と改称）が、その後、1960（昭和35）年に「全日本同和会」、1970（昭和45）年に「部落解放同盟正常化全国連絡会議」（1976（昭和51）年に「全国部落解放運動連合会」、2004（平成16）年に「全国地域人権運動総連合」と改称）、1986（昭和61）年には「全国自由同和会」（2003（平成15）年に「自由同和会」と改称）が結成されました。



## Q. 全国水平社の 目指していたものはなんですか？

A. 全国水平社が創立されたとき、「水平社宣言」とともに採択された「綱領」の中では、「特殊部落民」と呼ばれ差別されてきた被差別部落の人々が、自らの行動で虐げられた立場からの解放と自由の獲得を目指すとともに、人間性豊かな人格完成を追求するという決意と目標が、明確にうたわれています。

（参考）全国水平社綱領（1922（大正11）年3月3日採択）

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す

\* なお、この文書は原文を現代仮名づかいに改めたものです。

### ●●●● 関係年表 ●●●●

- 1958(昭和33)年 10月 内閣に同和問題閣僚懇談会を設置
- 1961(昭和36)年 11月 同和対策審議会設置
- 1965(昭和40)年 8月 同審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的の方策」についての答申提出(いわゆる「同対審答申」)
- 1969(昭和44)年 7月 同和対策事業特別措置法の施行
- 1978(昭和53)年 11月 同和対策事業特別措置法の延長
- 1981(昭和56)年 12月 同和対策協議会から「今後における同和関係施策について」意見具申提出
- 1982(昭和57)年 4月 地域改善対策特別措置法の施行  
4月 地域改善対策協議会設置
- 1984(昭和59)年 6月 同協議会から「今後における啓発活動のあり方について」意見具申提出
- 1986(昭和61)年 12月 同協議会から「今後における地域改善対策について」意見具申提出
- 1987(昭和62)年 4月 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行
- 1991(平成 3)年 12月 地域改善対策協議会から「今後の地域改善対策について」意見具申提出
- 1992(平成 4)年 3月 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行(一部事業についての法の5年延長)
- 1994(平成 6)年 12月 第49回国連総会で「人権教育のための国連10年」宣言及び行動計画を採択
- 1995(平成 7)年 12月 愛知県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択
- 1996(平成 8)年 5月 地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」意見具申提出  
7月 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定
- 1997(平成 9)年 3月 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行(一部事業についての法の5年延長)  
3月 人権擁護施策推進法の施行  
5月 人権擁護推進審議会設置  
7月 人権教育のための国連10年推進本部が「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を発表  
12月 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言
- 1999(平成11)年 7月 人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(答申)を提出
- 2000(平成12)年 12月 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
- 2001(平成13)年 2月 人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定  
5月 人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について(答申)」を公表  
12月 人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)」を公表
- 2002(平成14)年 3月 「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定  
3月 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効  
3月 「人権擁護法案」を国会に提出
- 2003(平成15)年 10月 衆議院解散により「人権擁護法案」廃案
- 2004(平成16)年 12月 「人権教育のための国連10年」終了  
12月 第59回国連総会で「人権教育のための世界計画」決議を採択
- 2012(平成24)年 11月 「人権委員会設置法案」を国会に提出、衆議院解散により廃案
- 2016(平成28)年 12月 部落差別の解消の推進に関する法律の施行
- 2022(令和 4)年 4月 愛知県人権尊重の社会づくり条例の施行
- 2024(令和 6)年 3月 あいち人権推進プランの策定(プラン策定に伴い、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を廃止)

# 部落差別解消に向けた行政の経緯

## ■ 同和対策審議会答申と同和対策事業特別措置法

戦後、我が国では、様々な民主的改革が推し進められましたが、部落差別は依然として未解決のまま取り残され、差別事件は各地で起きました。

そうした中で、差別撤廃を求める各種団体の運動も活発になり、やがて、部落差別を解決するためには、国の総合的施策が必要であるという認識が次第に高まってきました。

1961(昭和36)年、国は同和対策審議会を設置し、「同和問題に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問しました。その後、審議会で慎重審議された結果、1965(昭和40)年8月に答申が出されました。

答申は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という、一貫した理念の下に「生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等」広い分野にわたる総合的な施策の展開を求めました。

この答申に基づき、1969(昭和44)年7月に、「同和対策事業特別措置法」が施行されました。それ以来、国、地方公共団体の同和対策は、この法律を根拠として実施されてきました。

この法律は、当初、1979(昭和54)年3月31日までの10年間の時限立法として制定されましたが、1978(昭和53)年に一部改正され、3年間の期限延長がなされました。



## Q. 「同和」という言葉の由来は?

# A.

「同和」という言葉の由来は、昭和天皇即位の勅語の「人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコトヲ是レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ・・・」という言葉からとったものと言われています。

初めて使われたのは、国民は等しく天皇の赤子として慈しみあわなければならないという戦前の融和運動の組織である「中央融和事業協会」(1925(大正14)年設立)が、大政翼賛会体制の下で1941(昭和16)年に「同和奉公会」に再編されたときのように。

それ以後、「融和」に代わり「同和」という言葉が使われるようになり、戦後は「同和対策審議会答申」(1965(昭和40)年)や「同和対策事業特別措置法」(1969(昭和44)年)の制定などにみられるように、行政上の用語として使われてきたものです。

## ■ 地域改善対策特別措置法

「同和対策事業特別措置法」の最終年度を前にした1981(昭和56)年、国は同和対策協議会に「今後における同和関係施策について」の意見を求めました。

協議会は、13年間の同和対策事業で、地域住民の生活状況の改善向上など事業の成果を評価しながらも、「なお数年を要する事業量が見込まれる」ので、「法的根拠が必要である」と提言しました。

国は、この意見を受けて、1982(昭和57)年4月に「地域改善対策特別措置法」を5年間の時限立法として施行し、引き続き対象地域における住民の経済力を高め、生活の安定・福祉の向上を図るとしました。なお、この法律は、1987(昭和62)年3月31日に失効しました。

## ■ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

「地域改善対策特別措置法」の法期限を前にして、1986(昭和61)年12月、地域改善対策協議会から「今後における地域改善対策について」の意見具申が国に出されました。

この意見具申に基づき、地域改善対策の一般対策への移行のための最終の特別法として、1987(昭和62)年4月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行されました。この法律は、1992(平成4)年3月31日までの時限立法とされました。

この法律は、1992(平成4)年3月に、真に必要な事業に限り再び5年間延長されましたが、1997(平成9)年3月末をもって、失効することとなっていました。

そして、この法期限切れを控えて、1996(平成8)年5月17日に地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申が提出されました。

国はこれを受けて、1996(平成8)年7月26日に、地域改善特定事業の一般対策への円滑な移行に関する法的措置を含めた対応、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化、及び今後の施策の適正な推進等を内容とする「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」を閣議決定し、1997(平成9)年度以降の同和対策の方向が示されました。

1997(平成9)年3月31日には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が一部改正され、一般対策への円滑な移行のための経過措置を講ずることとし、5年間の法的措置がとられました。そして2002(平成14)年3月に法期限を迎え、国は特別対策事業を終結し、一般対策に移行することになりました。

# 人権施策の展開

## ■ 人権擁護施策推進法

1996(平成8)年7月の閣議決定を踏まえ、1997(平成9)年3月25日に「人権擁護施策推進法」が施行され、人権の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する国の責務を定めるとともに、法務省に、これらの施策に関する基本的事項を調査審議するための人権擁護推進審議会が設置されました。

審議会は、1999(平成11)年7月29日に、今後の人権教育・啓発の基本的在り方と、これを踏まえた人権教育・啓発の推進のための効果的な方策に関する答申を、引き続いて、2001(平成13)年5月25日には人権が侵害された場合の被害者の救済に関する施策についての答申をそれぞれ示しました。

## ■ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律並びに人権救済制度

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000(平成12)年12月6日には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めたものです。

また、2002(平成14)年3月には、同法第7条の規定に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示されました。

一方、人権救済制度については、2002(平成14)年3月に「人権擁護法案」、2012(平成24)年11月に「人権委員会設置法案」がそれぞれ国会に提出されましたが、いずれも衆議院の解散とともに廃案になりました。

## ■ 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

2016(平成28)年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消に関し、基本理念を定めています。また、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進することとしています。

# 愛知県の取組

## ■ 愛知県人権施策推進本部等

1995(平成7)年12月愛知県議会において、「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択され、これを受けて県は1997(平成9)年12月5日に「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を行いました。

1999(平成11)年10月には、知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置し、人権教育・啓発に関する行動計画の策定及び推進を図ることとしました。

なお、2001(平成13)年2月に人権教育・啓発活動の指針として策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」は、2024年3月に「あいち人権推進プラン」を策定したことに伴い、廃止しました。

## ■ 愛知県人権尊重の社会づくり条例

[2022(令和4)年4月1日一部施行、同年10月1日全部施行]

人権を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、2022(令和4)年4月1日に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。この条例は、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした包括的な人権条例として制定したもので、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、「基本計画の策定」や「相談体制の整備」について定めるほか、「インターネット上の誹謗中傷等」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、「部落差別に関する問題」、「性的指向及び性自認の多様性」の4つの人権課題について、個別に規定をしています。

## ■ あいち人権推進プラン

2024(令和6)年3月に条例に基づく基本計画である「あいち人権推進プラン」を策定しました。このプランは「相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」を基本目標とし、「包括性」、「多様性」、「交差性」の3つの施策目標を定めて様々な人権課題の解消に向けた施策を推進することとしています。



## Q. あいち人権推進プランと人権教育・啓発に関する愛知県行動計画の違いは

A. 愛知県行動計画は、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において人権教育・啓発を推進し、また、人権に関する重要課題に取り組むため、本県の人権教育・啓発の指針として策定したものです。

一方、あいち人権推進プランは、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもので、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を併せもつものとして策定しております。

また、ともに部落差別について個別の人権課題として挙げておりますが、あいち人権推進プランで新たに項目とした課題もあります。

### あいち人権推進プラン ([https:// www.pref.aichi.jp/press-release/jinken-plan.html](https://www.pref.aichi.jp/press-release/jinken-plan.html))

個別の人権課題への対応（部落差別）

- ①部落差別に対する理解の促進
- ②学校教育での取組の推進
- ③教育・啓発実施主体の連携・協力
- ④啓発指導者の育成
- ⑤隣保館活動の充実
- ⑥就職・結婚等における差別の防止
- ⑦インターネットを利用した差別的情報の流布の防止
- ⑧土地差別の解消に向けた取組の推進
- ⑨えせ同和行為排除の推進

行動計画には無い項目

⑥～⑧に掲げる項目については、これまでも課題として取り組んでいたものですが、プランでは項目として明示することにより、県民の皆様への周知を徹底していくこととしております。

なお、本冊子においても、これらの人権課題について詳しく説明しております。

- ・就職・結婚における差別（3 ページ）
- ・インターネットを利用した差別的情報の流布（8 ページ）
- ・土地差別（10 ページ）

## ■ 部落差別解消に向けた取組

愛知県ではこれまで、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」などに基づき、国や市町村などと協力し、同和対策事業を進めてきました。その結果、生活環境の改善などの物的な基盤の整備については、一部にまだ終了していない箇所もありますが、大きな成果をみることができました。しかし、心理的差別の解消を始め、教育、就労、産業などの分野では、なお残された課題も見られることから、県では今後とも人権教育・啓発の積極的な推進などの施策により、部落差別の一日も早い解決を目指しています。

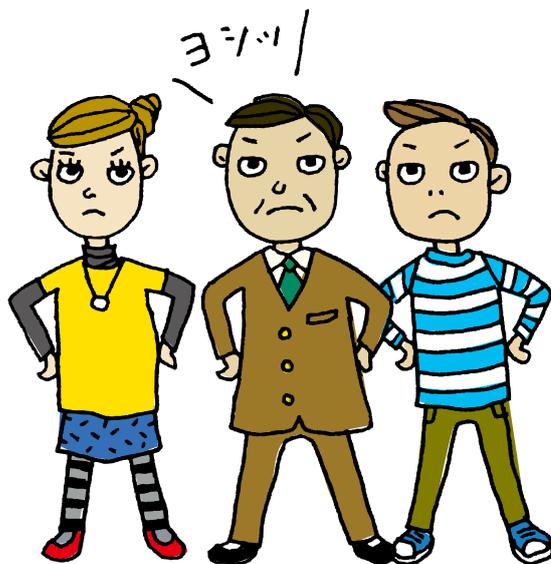
## 国民一人一人の課題

同和対策審議会答申では、部落差別の「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と指摘しています。この「国民的課題」という意味を文字どおり解すれば、部落差別の解決は国民一人一人に関わりのある問題だということです。

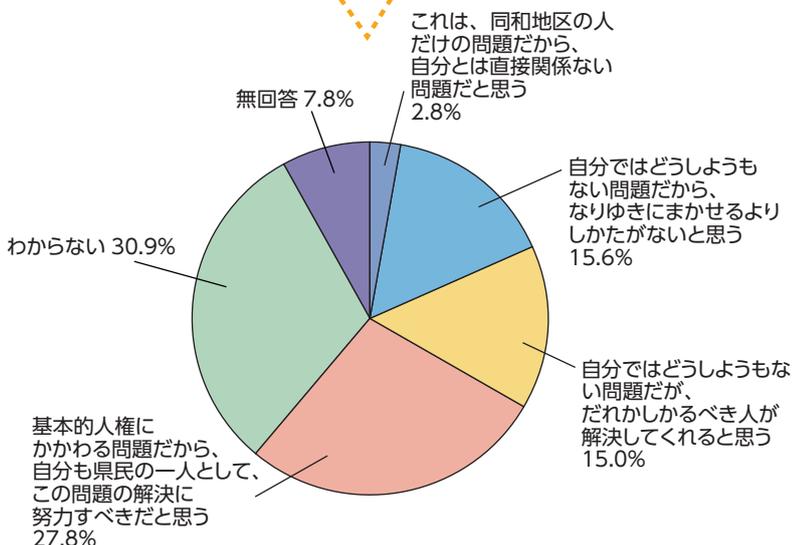
ところが、国民のなかには、まだ「部落差別は、自分には全く関係はない」と思っている人がいます。しかし、そうした人でも交際とか結婚といった身近な問題となると、被差別部落の人であるかどうかにかかわりを持つことがあります。毎日の生活がお互いの人権に深い関わりを持っていることを考えれば、部落差別も決して無関係なことではありません。

結婚差別などの事象にみられるように、差別は人権を侵害されている被差別部落の人たちだけではなく、差別する側の人も含めて、事件を取り巻く全ての人を不幸にしているのです。

社会には部落差別のほかに女性、障害者、高齢者などに対する差別を始め、人種や国籍の違いによる差別など、いろいろな差別や偏見による人権問題があり、基本的人権が侵害される事例があとを絶ちません。



部落差別(同和问题)の解決に対するあなたの考えに最も近いのはどれですか。



※愛知県「2022年度 人権に関する県民意識調査」より

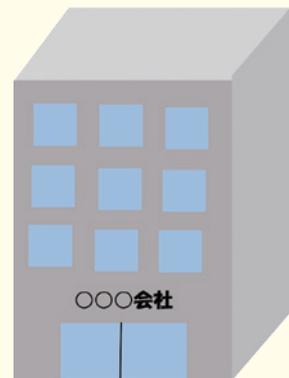
部落差別を解決していくということは、私たちの日常生活の中で起きている様々な人権の侵害を解消していくことにつながっています。私たち一人一人が自分の生活を見つめ、現代社会に根強く残されている不合理や偏見を見抜き、あらゆる差別をしない、させないという認識にたつて、自由で平等な民主主義社会の実現を目指して行動するとき、部落差別が国民的課題となるのです。

# Q. 高額な同和関係図書を購入しようと、 電話で強要されましたが A. どのようにすればよいのでしょうか？

部落差別を口実にして、官公署を始め、企業、学校、寺院、福祉施設などに対し、高額な同和関係図書の購入強要が行われる事例が多く見受けられます。

部落差別の解決は国民的課題であり、国や地方公共団体、企業、県民がそれぞれの立場で差別解消のために努力し、部落差別について理解を深めていくことは、望ましいことであり、大切なことです。

しかし、図書を購入するかどうかは、あくまでも個々の企業や組織、あるいは個人の意思によるべきものですから、不要ならばきっぱりと断ってください。あっせんの電話を受けて、「検討します」とか「考えさせてもらう」など、中途半端な返事をしていると、後日、一方的に図書が送付されてきたりすることがありますので、注意が必要です。



「えせ同和行為」に関するご相談は、次の窓口で受け付けています。

名古屋法務局人権擁護部えせ同和行為相談	電話(052)952-8111
愛知県警察本部住民コーナー	電話(052)953-9110
愛知県警察本部組織犯罪対策課「暴力団に関する相談」	電話(052)951-7700
愛知県弁護士会名古屋法律相談センター民暴相談	電話(052)565-6110 (有料)
(公財) 暴力追放愛知県民会議	電話(052)883-3110
名古屋市スポーツ市民局人権施策推進課	電話(052)972-2582
愛知県県民文化局人権推進課	電話(052)954-6749

## 日本国憲法(抄)

1946(昭和21)年11月3日公布  
1947(昭和22)年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

## 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 同和対策審議会答申(抜粋)

[1965(昭和40)年8月11日 内閣総理大臣あて]

## 第1部 1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団の居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未開放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種の起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最低辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまりかわらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活を続けてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自

主的解放運動がおり、それを契機によりややく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的な大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最低辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が進んだのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進んだにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままにとり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観をこえた歴史的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就業の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民が

その時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の説明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待したいであろう。

## 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」 地域改善対策協議会意見具申(抜粋) [1996(平成8)年5月17日 内閣総理大臣、関係各大臣あて]

### 1. 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申(同対策答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると見えよう。

### 2. 同和問題解決への取組みの経緯と現状

#### (2) 現状と課題

#### ② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然とし

て根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

### 3. 同和問題解決への展望

#### (2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

### 4. 今後の重点施策の方向

#### (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

##### ① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号  
2000(平成12)年12月6日公布・施行

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 衆議院における附帯決議

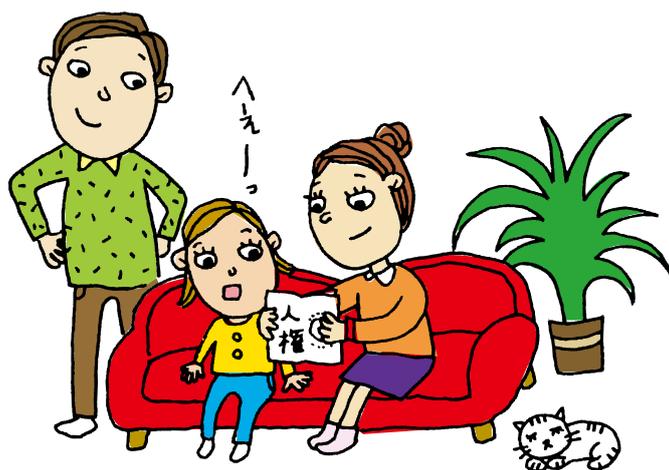
この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

#### 参議院における附帯決議

政府は、「人権の 21 世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。



## (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 衆議院における附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

#### 参議院における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第4条)

#### 第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

##### 第1節 基本計画等(第5条・第6条)

##### 第2節 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援(第7条)

##### 第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進(第8条—第13条)

##### 第4節 部落差別の解消に向けた取組の推進(第14条)

##### 第5節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等(第15条)

#### 第3章 愛知県人権施策推進審議会(第16条)

### 附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。

本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。

しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めること等により、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする。

### (県民の責務)

第3条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

### 第1節 基本計画等

#### (基本計画)

第5条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会（第11条及び第12条において「審議会」という。）の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (相談体制の整備)

第6条 県は、人権に関する相談に的確に対応することができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

### 第2節 インターネット上の<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援

第7条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 インターネット上の<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷等（インターネットを利用した情報の発信で、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。）を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策

二 インターネット上の誹謗中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

### 第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

#### (啓発等)

第8条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。）の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

#### (公の施設に関する指針)

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

#### (公表)

第10条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動（県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。）で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対

する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないように留意しなければならない。

#### (審議会からの意見聴取等)

第11条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があったとき又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現活動が行われたことその他当該申出に係る表現活動の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

- 一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。
- 二 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあっては、前条第1項ただし書に規定するときに該当するかどうか。
- 三 前条第1項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあっては、同項の規定による公表の内容

- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないこととしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について知事に意見を述べるることができる。

#### (審議会の調査審議の手続)

第12条 審議会は、知事又は前条第一項の規定により調査審議の対象となっている表現行為に係る同項の申出をした者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができる。

- 2 審議会は、前項の表現行為を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査をさせることができる。

#### (適用上の注意)

第13条 この節の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

### 第4節 部落差別の解消に向けた取組の推進

第14条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

### 第5節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第15条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

- 2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

## 第3章 愛知県人権施策推進審議会

第16条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べるることができる。
- 3 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 4 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条から第12条まで、次項及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第10条から第12条までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた表現行為について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に県が人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している人権施策に関する基本的な計画(人権教育・啓発に関する愛知県行動計画)は、第5条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

### (出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 4 出頭人の費用弁償等に関する条例(昭和28年愛知県条例第4号)の一部を次のように改正する。  
第1条に次の一号を加える。
  - 21 愛知県人権尊重の社会づくり条例(令和4年愛知県条例第3号)第12条第1項の規定により審議会が適当と認めて出頭を求めた者

# 世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日、国連総会で採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等を譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 1.すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。  
2.さらに、個人の属する国又は地域が独立国である、信託統治地域である、非自治地域である、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしきままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 1.犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。  
2.何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしきままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 1.すべて人は、各国の境界内において自由に移動及び居住する権利を有する。  
2.すべて人は、自国その他いづれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 1.すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。  
2.この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 1.すべて人は、国籍をもつ権利を有する。  
2.何人も、ほしきままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 1.成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。  
2.婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。  
3.家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 1.すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。  
2.何人も、ほしきままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えたと否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 1.すべての人は、平和的集會及び結社の自由に対する権利を有する。  
2.何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 1.すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。  
2.すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。  
3.人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 1.すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。  
2.すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。  
3.勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。  
4.すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 1.すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。  
2.母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 1.すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者に等しく開放されていなければならない。  
2.教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。  
3.親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 1.すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。  
2.すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

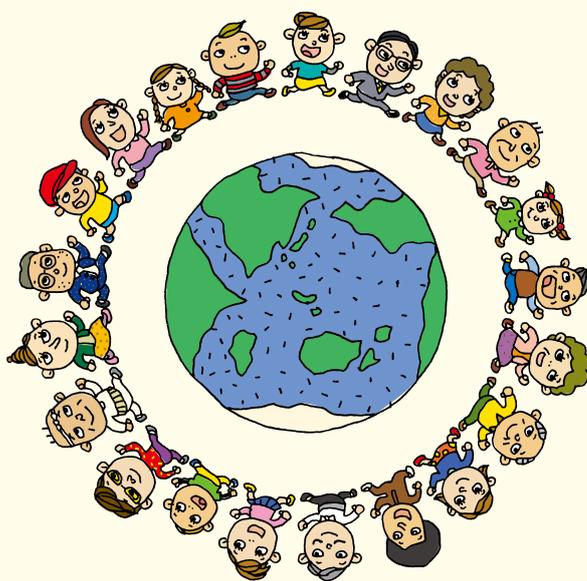
第29条 1.すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。  
2.すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。  
3.これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いづれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。





みんなで築こう  
人権の世紀



愛知県県民文化局人権推進課  
〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2-1  
電話 052-954-6167 FAX 052-973-3582  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>

2025年2月